

## 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

東大和市個人情報保護条例（平成17年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第34条の2第4号中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条の10において同じ。）」を加える。

第34条の10中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の次に「又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加え、「当該情報提供等記録」を「当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録」に改める。

第34条の11第1項中「第28条」を「第29条」に改める。

### 附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。